

武蔵村山市立学校
I C T 教育推進計画
～G I G A スクール構想版～
(令和3年度～)

令和3年3月

武蔵村山市教育委員会

目 次

第1章	ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～の趣旨	1
1	ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～のねらい	1
2	GIGAスクール構想に向けた文部科学省動き	2
第2章	武蔵村山市におけるGIGAスクール構想の実現に向けた取組	3
1	端末の購入に係る経過	3
2	本市におけるGIGAスクール構想実現に向けた基盤整備状況	4
(1)	児童・生徒用パソコン	4
(2)	教員用パソコン等	4
(3)	教育ネットワーク基盤	6
(4)	ICT支援員	7
第3章	武蔵村山市におけるICTを活用した教育の方向性	8
1	本市におけるICTを活用した教育の方向性	8
(1)	授業における新たな活用方法	9
(2)	教員に求められる指導の充実	11
(3)	今後の方向性	11
第4章	資料	12
1	用語解説	12
2	本市のGIGAスクール構想実現に向けた計画	13
3	武蔵村山教育用コンピュータ検討委員会設置要綱	19
4	武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会での検討結果	21

第1章 ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～の趣旨

1 ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～のねらい

文部科学省は、令和元年度第一次補正予算において、GIGAスクール構想経費を計上した。GIGAスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するものである。

本市では、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向け、文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」を活用し、令和2年度中に全児童・生徒分のタブレット端末等の整備及び高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。

本計画は、学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての子供たちがその状況に応じて効果的に教育を受けることができるよう武蔵村山市教育委員会として、ICT機器等の活用の方角性を示し、次代の社会を担う児童・生徒の育成に資することを目的として策定するものである。

※ 本計画は、本市の実情並びに国・東京都の計画及び社会情勢などの変化によって適宜見直すことができるものとする。また、本計画の策定をもって、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画（平成29年度～）（平成28年3月策定）は、廃止する。

2 G I G Aスクール構想に向けた文部科学省の動き

S o c i e t y 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるI C Tを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校I C T環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きいため、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のI C T環境整備が急務となっている。

このため、文部科学省では1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、I C T機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のP D C Aサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続させるG I G Aスクール構想の実現を掲げた。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、感染症拡大防止対策として、学校休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔学習などS o c i e t y 5.0の実現を加速することが急務となった。そのため、文部科学省では、緊急時においても、I C Tの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急に実現することを目的として、1人1台端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「G I G Aスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速するための経費を令和2年度補正予算に計上した。

このことにより、全国の区市町村は、当初、令和5年度までに実施することとされていた児童・生徒1人1台端末の整備を前倒し、令和2年度までに整備を完了することが求められることとなった。

第2章 武蔵村山市におけるGIGAスクール構想の実現に向けた取組

1 端末の購入に係る経過

NO	時期	内容
1	令和2年3月6日	文部科学省からの「公立学校情報機器整備費補助金の交付申請見込みについての調査」に対し対象学年（小5・小6・中1（令和元年5月1日時点））に係る台数を整備する予定である旨回答
2	令和2年5月1日	東京都から令和2年度公立学校情報機器整備費補助金（令和元年度一般会計第一次補正予算本省繰越分）の内定通知を受領
3	令和2年5月7日	文部科学省からの「公立学校情報機器整備費補助金に関する交付申請希望調査」に対し、全児童・生徒（令和元年5月1日時点）に係る台数を整備する旨回答
4	令和2年6月19日	武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会設置要綱を制定
5	令和2年7月9日 7月17日 7月31日	武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会を3回開催
6	令和2年8月7日	端末購入に係る仕様書（案）について、各小・中学校長に意見照会
7	令和2年9月1日	端末購入費に係る補正予算が市議会で可決
8	令和2年10月21日	入札手続を経て落札業者と仮契約を締結
9	令和2年11月26日	落札業者との契約締結に係る議案が市議会で可決
10	令和3年3月31日	各学校へ端末等の納品

2 本市におけるG I G Aスクール構想実現に向けた基盤整備状況

(1) 児童・生徒用パソコン

本市では、令和元年9月に小学校、同年12月に中学校のパソコン教室にパソコン40台及びタブレット端末40台、合計80台の端末を整備した。また、G I G Aスクール構想実現のための児童・生徒1人1台端末の整備は、令和2年度に文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」を活用して行った。当該1人1台端末は、原則、各教室に設置した充電保管庫に保管し、管理していくことで、学校と調整した。

G I G Aスクール構想実現のための児童・生徒1人1台端末の整備に伴い、パソコン教室に設置しているパソコン40台については、現状のとおりパソコン教室用のパソコンとして活用する一方で、タブレット端末40台については、以下(2)に記載する教員用パソコン等として活用していくこととした。

(2) 教員用パソコン等

文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」においては、児童・生徒用パソコンの購入費(リース含む)のみが補助対象であり、教員用等パソコンについては、補助対象外であった。そのため、本市では令和元年度にパソコン教室に整備したタブレット端末を教員用パソコン等として活用していくこととした。

【児童・生徒用及び教員用端末の整備状況】

区分	台数	備考
教育用2 in 1パソコン (児童・生徒用)	560台	令和元年度整備 1校当たり40台
教育用2 in 1パソコン (教員用)	14台	令和元年度整備 1校当たり1台
GIGAスクール構想 用タブレット端末(児童・ 生徒用)	6,345台	令和2年度整備 各校の配置台数は、児童・生徒 数に応じて、年度毎に調整をす る。
GIGAスクール構想 用タブレット端末(教員 用等)	560台	1校当たり40台 令和元年度整備した教育用タ ブレット端末を、GIGAスク ール構想用タブレット端末の教 員用等として活用できるよう、 令和2年度に設定変更した。
合計台数	7,479台	

(3) 教育ネットワーク基盤

I C Tを活用した教育を効果的に進めていくためには、時代に応じた情報の共有・提供ができる環境の構築が大切である。

既に、本市においては、市内全小・中学校の各教室等に校内L A N（無線アクセスポイント）を設置し、無線通信環境を整備していた。しかし、当該環境（※）は、今般のG I G Aスクール構想で求められている高速通信に対応することができない環境であった。

そのため、本市では、G I G Aスクール構想の実現に向けて、令和2年度に文部科学省の「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び東京都の「東京都公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業補助金」を活用し、教育I C Tの変化に伴うより高速なL A Nを構築し、1人1台端末への対応が可能な高速大容量の通信ネットワークを整備した。

【令和2年度の整備内容】

区 分	内 容
幹線・支線L A Nケーブル	カテゴリー6 a（最大10G b p s）
基幹スイッチ・フロアスイッチ	10G B A S E-T（最大10G b p s）
アクセスポイント	IEEE802. 11a/b/g/n/ac に準拠 普通教室に高速無線アクセスポイントを整備 ※ 特別教室、屋内運動場は既存のアクセスポイントを利用
その他	普通教室にタブレット端末を保管・充電するための電源キャビネットを整備

※【参考】令和2年度の高速大容量の通信ネットワーク整備前の通信設備状況

区 分	内 容
幹線・支線L A Nケーブル	カテゴリー5 e（最大1G b p s）
基幹スイッチ・フロアスイッチ	1000B A S E-T（最大1G b p s）
アクセスポイント	IEEE802. 11a/b/g/n に準拠 普通教室、特別教室、屋内運動場へ無線アクセスポイントの整備

(4) ICT支援員

令和2年8月から1校当たり月2日、教育用ICT機器、学習支援クラウドサービス及び教育用ソフトウェアの活用促進のため、授業支援や研修会の実施等、教員のICT活用をサポートするICT支援員の派遣を行っている。

ICT支援員の活動（1日の流れ）

時間	業務内容	備考
午前8時30分	学校訪問・打合せ	1日の支援内容について確認。
1時間目	授業支援	児童・生徒への学習支援活動、不具合等の対応等。 授業支援がない場合は、その他の支援業務（打合せ、教材作成、報告書作成等）。
2時間目		
3時間目		
4時間目		
給食・昼休み	休憩（1時間）	学校の状況に応じ、休憩開始時間是对応。
5時間目	授業支援	1時間目から4時間目までと同じ。
6時間目		
放課後	研修・報告業務	教員への研修及び報告業務。
午後5時30分	学校退出	訪問内容確認。

主な取組内容

NO	取組内容
1	マウス操作、プログラミング体験、学習支援ソフトを用いた調べ学習に向けたスライドの作成方法のサポート。
2	児童が撮影した動画の編集やスライドに写真や音声を付けて発表させるための授業支援を実施。
3	武蔵村山のPR作品をタブレット端末で制作するために、児童へ動画の撮影や編集方法などの説明を実施。
4	GIGAスクール構想用タブレット端末の整備を見据え、全教員に向けて協働学習ツールの操作方法の研修を実施。
5	分科会におけるICTを取り入れた授業展開について、担当職員からヒアリングし、提案。

第3章 武蔵村山市におけるICTを活用した教育の方向性

1 本市におけるICTを活用した教育の方向性

これまでも本市の小・中学校の授業においては、ICT機器を活用した取組がなされてきた。具体的には、小学校では理科の電気や多角形でのプログラミング教育、中学校では技術科の情報基礎のパソコン関係授業での活用、また、プレゼンテーションの作成・発表、静止画や動画の撮影及び視聴、インターネットコンテンツを活用した調べ学習、大型提示装置の活用などであり、それらは現在も行われているところである。

しかし、それらの取組を行うに当たっては、端末の台数及びインターネット接続における通信ネットワーク速度に課題があった。端末の台数については、令和元年度に各学校のパソコン教室にタブレット端末を整備したところであるが、これまで学校が保有している端末と合わせても、1学年分の児童・生徒数を充足するには、ほど遠い状況であった。

GIGAスクール構想の実現のために1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備したことによって、今後、単なるICT機器を活用した授業の推進ではなく、児童・生徒一人一人の資質・能力をより効果的に育成することのできる新たな学び方が考えられる。

例えば、児童・生徒一人一人が自分の考えを端末でまとめるとともに、考えを学級全体で可視化して、意見を共有しながら学習を進めたり、一人一人の学習進捗状況に沿って、デジタル教材を活用しながら、個々の課題に合わせて学びを深めたりすることができるようになる。また、教員側では、教員用端末により、児童・生徒一人一人の学習進捗状況を把握することが可能となることから、授業の進度を調整することや個別のアドバイスを行うことができるようになる。

今後は、1人1台の端末が整備されたことを踏まえ、これまでの授業では考えられなかった新たな端末活用の方法を教員に周知、指導していくとともに、各学校であらゆる場面での授業実践を行いながら、その効果的な取組について市内で共有していく必要がある。

また、個別の問題により学校に登校ができない児童・生徒（感染症の問題や不登校）に対して、ICTを活用して、個別の配慮ができるよう検討していく。

(1) 授業における新たな活用方法

ア 「学習ツール」としての活用

1人1台端末を「学習ツールの一つ」として位置付け、アプリケーションソフトによる文書やプレゼンテーションの作成、動画視聴だけでなく、風景や運動の様子を撮影し、次に工夫することを考えたり、身の回りの生活の様子から気付いたことを画像として蓄積したり、国語辞典や英語辞典、計算機として活用したりするなど、「学習ツール」としての活用を進めていく。

イ 個別学習の充実

端末内及びクラウド内に設けられたデジタル教材やドリルを活用することによって、個々の苦手分野や得意分野に応じた学習課題に取り組んでいく。

また、教員は、把握した児童・生徒の学習データに基づき、個別のアドバイスを行うとともに、指導内容の調整を図っていく。さらに、ここで蓄積された学習データについては、保護者の確認用資料として活用するだけでなく、児童・生徒が自分の学習内容や進捗状況を確認し、自身の学びの調整を図るための資料としても役立てていく。

特別な支援を要する児童・生徒への配慮としては、例えばデジタル教材を活用することによって、文字や図を拡大する機能や音声教材によって文章の読み上げを行う機能を活用し、個別の指導の充実を図っていく。

ウ 授業改善と探究的な学びの推進

1人1台端末を整備したことにより、個に応じて、いつでも、必要なときに端末を活用することが可能となった。動画や音声教材などについては、指導者から一方的に配信するのではなく、児童・生徒一人一人が課題の解決に向けて活用する教材を自分から選択することが可能となり、これにより、児童・生徒は学びを更に深めることができる。

一方で、教員は、これまでの一斉指導の形態から、児童・生徒一人一人の興味・関心に応じて課題を解決する探究的な学びを推進していくことが求められる。そのため、教科や単元の内容によっては、一人一人が必要と感じるときにインターネット環境を活用した調べ学習を行うなどしながら、一定の自由進度で授業を進めていくことを検証していく。

エ 協働学習の充実

インターネットを介したアプリケーションを活用し、学級全員が同時にアクセスしながら、自分の考えを書き込み、発表したり、友達の意見を聞いたりしながら、考えをまとめることのできる授業をより一層推進する。

これまでもグループで意見を交換し、全体で発表する授業が行われてきたが、インターネットを介したアプリケーションを活用することで、児童・生徒一人一人が書き込んだ意見を全体で可視化し、共有することにより、児童・生徒一人一人の意見を大切にし、誰一人取り残さない協働学習を充実していく。

オ オンライン学習

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、臨時休業が行われた。その際に、児童・生徒の学びの保障について、オンライン学習の推進が求められた。しかし、学校・教員側及び家庭側の端末とインターネット環境の整備の問題から、オンライン学習については実施が難しい状況であった。

今後、再度緊急事態宣言等を受けて臨時休業が求められる場合には、可能な限りオンライン学習を行い、児童・生徒の学びの保障を行っていかねばならない。

オンライン学習については、学校・教員から課題を児童・生徒用端末に送付したり、授業に関連する動画を配信したりする一方向型及びビデオチャットを活用した授業の実施、児童・生徒側からメールによる学習や生活についての相談、学習課題の提出などの双方向型の2類型に分けて推進していく。

また、個別の問題により学校に登校ができない児童・生徒への対応として、一方向型及び双方向型のオンライン学習を活用し、学校に登校できない児童・生徒への支援及び家庭との連携を充実させていく。

通常の授業においては、インターネットを介したアプリケーションを使用することで、学校外の人材とつながることができる。これまでも外部人材を講師として招き、話を聞く授業は実施されてきたが、感染症の問題や遠隔地等により来校が難しい場合には、整備したICT機器を活用して、現地とリアルタイムでつながる学習を検証していく。

カ プログラミング教育の実施

学習指導要領の改訂により、令和2年度から小学校段階のプログラミング教育が全面実施となった。学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、極めて重要」としている。

このことから、1人1台端末の活用は、情報活用能力、プログラミング的思考を育成していくために必要である。

プログラミング教育の実施に当たっては、1人1台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導を行っていく。また、プログラミングにより、動かしたり音を出させたりする教材の購入も合わせて検討していく。

(2) 教員に求められる指導の充実

ア 活用方法の周知・指導について

教員には、児童・生徒を指導していくために、端末の活用方法を十分に理解するとともに、授業内外における効果的な活用方法について、実践を積み重ねていくことが求められる。

そのため、情報教育及び端末の活用に関する研修会の実施や、市内学校での実践を共有できるよう、教育委員会では令和3年度より「GIGAスクール推進委員会」を立ち上げ、一層の指導の充実を図っていくこととする。

イ 活用スキルの向上

インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見の集約など、授業における指導の充実を図るためのスキルを向上させるだけではなく、校務でも活用スキルを向上させていく必要がある。

例えば、端末による児童・生徒及び保護者への調査の実施・集計、オンライン会議システムの活用、電子メール等による欠席連絡の把握などが挙げられる。これは、「働き方改革」に沿ったものであり、効果的に運用することで、教員の負担軽減につながるものであることから、定期的に情報交換等を行うことで、スキルの向上に取り組む。

(3) 今後の方向性

教育委員会及び学校は、児童・生徒が端末を活用するために、運用に関する規定や、児童・生徒への指導のためのルールを作成、家庭への周知を行っていく必要がある。

1人1台端末を効果的に活用していくためには、端末の使用方法の理解はもとより、文字入力・検索等についても習熟を図っていくことが求められる。

しかし、端末の操作を学ぶ時間として授業を設定することは難しいため、各教科の単元において端末の使用を位置付けて指導していくなどの工夫が必要となる。

また、インターネットを日常的に使用していくことが想定されることから、情報モラルの向上は急務である。現状、各学校においては、SNS東京ノート等を活用し指導を行っているが、引き続き、家庭と連携を図りながら、児童・生徒一人一人の情報モラルの向上を図っていく必要がある。

今後、学校が課した宿題を、端末を使って家庭で取り組んだり、感染症や個別の問題により、どうしても学校に通えない児童・生徒が、学校から出された課題を、インターネットを介して学校に提出したりすることが想定される。

令和2年度に整備したタブレット端末の普段からの自宅への持ち帰りについては、試行しながら検討していくこととする。

また、家庭にインターネット環境がない場合の対応については、今後、現状を把握するとともに、必要な対策を検討していく。

第4章 資料

1 用語解説

- G I G Aスクール構想

G I G A=G l o b a l a n d I n o v a t i o n G a t e w a y
f o r A l l

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

- S o c i e t y 5 . 0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（S o c i e t y 1 . 0）、農耕社会（S o c i e t y 2 . 0）、工業社会（S o c i e t y 3 . 0）、情報社会（S o c i e t y 4 . 0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

2 本市のGIGAスクール構想実現に向けた計画

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

各年度におけるICT活用の目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容についての計画

○各年度におけるICT活用目標

■ICT活用について

<2019年度> (現状)

- ・ 小・中学校全学年において週1回程度～月1回程度活用する。

<2020年度> (目標)

- ・ 各クラス週2回以上活用する。

<2021年度> (目標)

- ・ 各クラス1日1～2回以上活用する。

<2022年度> (目標)

- ・ 各クラス1日1～2回以上活用する。

<2023年度> (目標)

- ・ 各クラス1日1～2回以上活用する。

■臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援

- ・ オンライン開始システムを利用した朝の会の実施
- ・ 学習支援ソフトを用いて課題の配布・回収・採点を実施

○指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

- ・ デジタル教材を教員間で共有したり、授業では端末を使って児童に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担軽減を図る。また、打合せや連絡を校務支援システム上で実施することで校務の効率化を推進する。

○達成状況を踏まえたフォローアップ

- ・ 各年度終了後、各学校の活用状況を取りまとめて公表する。目標未達成の学校については、ICT活用に関する研修を実施することとする。
- ・ 各年度のICT活用指導力調査の結果を踏まえて、各学校に対する研修を実施する。

(2) 通信ネットワーク環境整備計画

1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備計画

※校内LAN整備計画又はLTE等の活用計画を想定。

○校内LAN整備計画

- ・ 小・中学校全14校に、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に1Gbpsの校内LANを整備予定。

(3) 学習者用コンピュータ配備計画

一般財源（地方財政措置の活用を含む）又は端末補助事業により整備する、1人1台学習者用コンピュータの配備計画

(1) 学習者用コンピュータの需要量に関する調査

①対象児童生徒数

※令和元年度補正予算では2019年5月1日現在の学校基本調査の確定値を使用

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
児童生徒数（人）	616	682	648	722	733	801	703	732	708	6,345

②必要整備台数

対象児童生徒数	2020年3月現在の整備済台数	+	2022年度までに更新が必要な台数	=	必要整備台数
6,345	0		0		6,345

③各年度の整備計画

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
整備台数（台）	-	0	-	0	6345	0	0	0	0	0
うち補助事業分	-	-	-	-	4230				-	-
うち新規分	-	-	-	-	4230				-	-
うち更新分	-	-	-	-					-	-
うち補助以外分	-		-		2115					
うち新規分	-		-							
うち更新分	-		-							
学年別台数（台）	小1	-	-	-	616					
	小2	-	-	-	682					
	小3	-	-	-	648					
	小4	-	-	-	722					
	小5	-	-	-	733					
	小6	-	-	-	801					
	中1	-	-	-	703					
	中2	-	-	-	732					
	中3	-	-	-	708					
	うち特別支援学級分	-	-	-	136					
	うち特別支援学校分	-	-	-	97					
	予備	-	-	-	0					
	数OS別台数（台）	Windows又はこれと同等程度（予定）	-	-	-	0		0		0
Chrome OS又はこれと同等程度（予定）		-	-	-	0		0		0	
iPad OS又はこれと同等程度（予定）		-	-	-	0		0		0	
その他OS		-	-	-	0		0		0	
未定		-	-	-	6345		0		0	
（式通台数別値）台方	LTE対応端末	-	-	-	0		0		0	
	Wi-Fiのみまたは未定	-	-	-	6345		0		0	

※「うち補助事業分」は、地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超える、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータの新規整備又は更新の分とする。

④1台あたり児童生徒数

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	計画	実績								
累計整備台数（台）	-		-		6,345					
うち自主財源・地方財政措置分	-		-		2,115					
1台あたり児童生徒数(人)	-		-		1.0					
自主財源・地方財政措置分1台あたり児童生徒数(人)	-		-		3.0					

※累計整備台数欄には、各年度末時点で整備済の学習者用の端末の総数（2018年度以前の整備台数分も含む）を記載している。

(2) 調達方式に関する調査

① 調達スケジュール

	整備を予定している 端末のOS	調達予定台数 (台)	左記のうち LTE対応端末の 整備予定台数 (台)	発注予定時期		納品予定時期		備考
				西暦	月	西暦	月	
2020年度	Windows又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	Chrome OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	iPad OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	その他OS			年	月頃	年	月頃	
	未定	6345	0	2020年	12月頃	2021年	3月頃	
2021年度	Windows又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	Chrome OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	iPad OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	その他OS			年	月頃	年	月頃	
	未定			年	月頃	年	月頃	
2022年度	Windows又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	Chrome OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	iPad OS又はこれと同等程度 (予定)			年	月頃	年	月頃	
	その他OS			年	月頃	年	月頃	
	未定			年	月頃	年	月頃	

(4) 広域・大規模での共同調達実施計画

端末の整備に当たって、都道府県単位又は複数市町村等による共同調達に関する計画

○共同調達の実施の有無

実施予定あり / 実施予定なし

※いずれかに○を付けること。

(5) 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置付けや公表などの取扱い。

- 本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で国に提出後、市のホームページで公表する予定である。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）第 9 条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」（本年夏頃に策定予定）に基づき、「都道府県（市町村）は、（略）その都道府県（市町村）の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。

3 武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会設置要領

武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会設置要領

(設置)

第1条 武蔵村山市教育委員会が、教育用コンピュータを導入するに当たり、本市の小中学校に最も適した機器及び活用方法等を検討し、より充実したICT教育を推進していくため、武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育用コンピュータに関すること。
- (2) 教育用コンピュータが使用する校内通信ネットワークに関すること。
- (3) 教育用コンピュータの活用方法に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員7人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 学校教育担当部長
- (3) 教育部指導・教育センター担当課長
- (4) 武蔵村山市立小学校長(1名)
- (5) 武蔵村山市立中学校長(1名)
- (6) その他武蔵村山市小・中学校に所属する教職員(2名)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、それぞれ、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

4 武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会での検討結果

武蔵村山市教育用コンピュータ検討委員会での検討結果

1 構成委員

役職	氏名
教育部長	神子 武己
学校教育担当部長	高橋 良友
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹
雷塚小学校長	井内 潔
小中一貫校村山学園統括校長	齋藤 実
雷塚小学校教諭	平野 和久
第一中学校教諭	鈴木 諒

2 会議経過

第1回	令和2年7月9日（木）午後2時45分から
第2回	令和2年7月17日（金）午後3時25分から
第3回	令和2年7月31日（金）午後4時から

3 検討結果

	項目	検討結果
1	OSについて	ウィンドウズが望ましいと考える。
2	教育用ソフトについて	パソコン教室に整備されている端末に入っているソフト（eライブラリ、sky menu、フィルタリングソフト、Netモラル）及びMicrosoft 365 GIGA Promoを入れることを望む。
3	タッチペン等の附属品について	タッチペンについては、前提条件の金額の範囲内で購入可能であればつけて欲しい。
4	研修会の必要性について	研修会については、特段必要とはしないが、授業で活用するに当たり必要な基本操作等の手順や故障時や紛失時の対応等については、マニュアルを作成し、提供することが望ましい。
5	保守について	使用不能の端末が発生した場合には、現在パソコン教室で使用している端末で対応できることが望ましい。

6	機器のタイプについて	2 in 1 タイプのデタッチャブル方式が望ましい。 キーボードは JIS 配列準拠のものが望ましい。 本体質量については、小学校低学年の児童も持ち運びがしやすいよう、重すぎないものを望む。
7	充電保管庫の配置場所について	各教室の引き違い背面扉の開かない扉の隣を基本とするが、各学校の状況に応じて対応することを望む。
8	教員用の端末について	教員用の端末については、各学校のパソコン教室に整備されている端末を活用することが望ましい。
9	その他	ネットワークの接続は、現状の状態より大きく改善を望む。

※ OS についての主な意見

- ・ クロームブックは、常にインターネットに接続されていないと使用できないため、児童・生徒に使用させにくい。
- ・ iOS 端末は、今現在使用しているウィンドウズとの互換性がほとんどない。
- ・ 教員用のパソコンとしてパソコン教室に整備されている端末を使用するのであれば、ウィンドウズが良い。
- ・ 校務用のパソコンもウィンドウズであるため、ウィンドウズが良い。
- ・ サポート体制については、iOS よりウィンドウズの方が良い。